

公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）に基づき下記のとおり公示します。

2025年3月12日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役 理事

記

1. 公示件名：インドネシア国及びアジア・アフリカ地域のスタートアップ・エコシステム構築に向けた情報収集・確認調査（QCBS-ランプサム型）
2. 競争に付する事項：企画競争説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：企画競争説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：
「調査業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. プロポーザル及び見積書の提出：
企画競争説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. その他：企画競争説明書のとおり

企画競争説明書 (QCBS-ランプサム型)

業務名称：インドネシア国及びアジア・アフリカ地域のスタートアップ・エコシステム構築に向けた情報収集・確認調査（QCBS-ランプサム型）

調達管理番号：24a01059

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者を行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

2024年10月版となりますので、変更点にご注意ください。

2025年3月12日

独立行政法人国際協力機構

国際協力調達部

第1章 企画競争の手続き

1. 競争に付する事項

(1) 業務名称：インドネシア国及びアジア・アフリカ地域のスタートアップ・エコシステム構築に向けた情報収集・確認調査（QCBS-ランプサム型）

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください¹。（全費目課税）

(4) 契約履行期間（予定）：2025年5月～2026年2月

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議の上決定します。

(5) ランプサム（一括確定額請負）型

本件について、業務従事実績に基づく報酬確定方式ではなく、当該業務に対する成果品完成に対して確定額の支払を行うランプサム（一括確定額請負）型にて行います。

(6) 部分払の設定²

本契約については、1会計年度に1回部分払いを設定します。具体的な部分払の時期は契約交渉時に確認しますが、以下を想定します。

1) 2025年9月頃

2. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

国際協力調達部 契約推進第一課/第二課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

¹ 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

² 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

(2) 事業実施担当部

経済開発部 民間セクター開発グループ

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	日程
1	資料ダウンロード期限	2025年 3月 18日 まで
2	企画競争説明書に対する質問	2025年 3月 18日 12時まで
3	質問への回答	2025年 3月 24日まで
4	本見積額（電子入札システムへ送信）、本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出日	2025年 3月 28日 12時まで
5	プロポーザル審査結果の連絡	見積書開封日時の2営業日前まで
6	見積書の開封	2025年 4月 11日 12時
7	評価結果の通知日	見積書開封日時から1営業日まで
8	技術評価説明の申込日（順位が第1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日まで (申込先： https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM) ※2023年7月公示から変更となりました。

3. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

過去に対象国における関連 JICA 事業の受注者自体もしくは受注者と資本関係（子会社、在外含む）がある社。対象事業については追って具体名を提示予定。

本企画競争においては、利益相反の排除は行わないが、過去に対象国において関連 JICA 事業を受注している場合、対象事業によっては利益相反が生じるため、

社会的インパクト評価の実施および本邦企業をはじめとする民間企業との連携促進においては、その評価と連携先の対象は JICA が選定する。

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者としません。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件のうち、1）全省庁統一資格、及び2）日本登記法人は求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

4. 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf

提供資料：

- ・第3章 プロポーザル作成に係る留意事項に記載の配付資料

5. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

(1) 質問提出期限

1) 提出期限：上記2. (3) 参照

2) 提出先：<https://forms.office.com/r/na2RqE1jqP>

公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしていません。

(2) 回答方法

上記2. (3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイトに掲載します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

6. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記2. (3) 参照

(2) 提出方法

国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。

(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

ただし、入札書は電子入札システムを使用して行います。

1) プロポーザル

- ① 電子データ (PDF) での提出とします。
- ② プロポーザル等はパスワードを付けずに格納ください。

2) 本見積額

- ① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額（消費税は除きます。）を、上記2. (3) 日程の提出期限までに電子入札システムにより送信してください。
- ② 上記①による競争参加者の本見積額により価格点を算出し、総合点を算出して得られた交渉順位の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。この際に、交渉順位1位となった競争参加者には上記の本見積額に係る見積書（含む内訳書）にかかるパスワードを求めます。

3) 本見積書及び別見積書、別提案書

本見積書、別見積書（第3章4. (3) に示す項目が含まれる場合のみ）、及び別提案書（第3章4. (2) に示す上限額を超える提案がある場合のみ）はパスワードを設定した PDF ファイルとして格納してください。なお、パスワードは、JICA 国際協力調達部からの連絡を受けてから e-koji@jica.go.jp へ送付願います。

別見積については、「第3章4. (3) 別見積について」のうち、1) の経費と2)～3) の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください（ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いします）。

(3) 提出書類

- 1) プロポーザル・見積書・別見積書
 - 2) 別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案がある場合のみ）
- (4) 電子入札システム導入にかかる留意事項
- 1) 作業の詳細については電子入札システムポータルサイトをご確認ください。
(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>)
 - 2) 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

7. 契約交渉権者の決定方法

(1) 評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、**配点を技術評価点80点、価格評価点20点とします。**

(2) 評価方法

1) 技術評価

「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

また、第3章4.（2）に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

技術評価点が基準点（100点満点中60点を下回る場合には不合格となります）。**なお、合否の結果をプロポーザルに記載のメールアドレス宛にお知らせします。不合格の場合、電子入札システムに送信いただいた見積額の開札は行いません。**

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

2) 評価配点表以外の加点

評価で 60 点以上の評価を得たプロポーザルを対象に以下について加点します。

① 業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者 1 名の配置）としてシニア（46 歳以上）と若手（35～45 歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律 2 点の加点（若手育成加点）を行います。

3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を 100 点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り 100 を乗じます（小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出）。具体的には以下の算定式により、計算します。

① 価格評価点：最低見積価格＝100 点

② 価格評価点：（最低見積価格／それ以外の者の価格）×100 点

ただし、ダンピング対策として、競争参加者が第 3 章 4.（2）に示す上限額の 80%未満の見積額を提案した場合は、上限額の 80%を見積額とみなして価格点を算出します。

上限額の 80%を下回る見積額が最も安価な見積額だった場合、具体的には以下の算定式により価格点を算出します。

最も安価な見積額：価格評価点＝100 点

それ以外の見積額（N）：価格評価点＝（上限額×0.8/N）×100 点

*最も安価ではない見積額でも上限額の 80%未満の場合は、上限額の 80%を N として計算します。

4) 総合評価

技術評価点と価格評価点を 80：20 の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分を

それぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

（総合評価点）＝（技術評価点）×0.8＋（価格評価点）×0.2

(3) 見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、電子入札システムを介して提供された本見積額（消費税抜き）は上記 2.（3）日程に記載の日時にて開封します。また、電子入

札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。電子入札システムにて自動的に消費税 10%が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。

なお、技術評価の確定に時間を要し、見積額の開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

※不合格の場合、電子入札システムへ送信いただいた見積額は開札しません。

(4) 契約交渉権者の決定方法

- 1) 総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。
- 2) 総合評価点が同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。
- 3) 最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点が同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。

8. 評価結果の通知・公表と契約交渉

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記 2.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

9. フィードバックのお願いについて

JICA では、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと思います。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

第2章 特記仕様書（案）

本特記仕様書（案）に記述されている「脚注」及び本項の「【1】本業務に係るプロポーザル作成上の留意点」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 調査の背景・経緯

SDGs を効率的・効果的に達成するには科学技術等を活用したイノベーションが重要とされており、従来にはない発想で社会課題を解決するソーシャル・スタートアップの育成により課題解決を加速することが期待されている。一方、開発途上国ではスタートアップの成長を促進させるエコシステムの形成が十分でなく、政策や制度の整備、スタートアップの育成を促進する支援機能の不足が課題となっている。こうした状況に対して、JICA では 2020 年 1 月より起業家育成や民間企業が成長する環境整備支援に取り組む JICA グローバル・アジェンダ「民間セクター開発」に基づくクラスター事業戦略の一つとして、「イノベーション創出に向けたスタートアップ・エコシステム構築支援（Next Innovation with Japan: NINJA）」の取組を開始した。この NINJA クラスター事業戦略³は、開発途上国のスタートアップがイノベーションを創出し、現地の社会課題解決や新しい産業及び雇用創出の機会の創出を通して経済成長を促進することを目指すために、スタートアップ・エコシステムを構築・発展させソーシャル・スタートアップが継続的・自立的に創出・育成される環境の構築状況を目指すものである。このクラスター事業戦略に則り、JICA では様々な関係者と連携し、起業啓発活動、起業家が抱える課題の特定・政策提言、企業経営の能力向上、スタートアップ・エコシステム関係者間の連携促進、開発途上国の起業家と日本企業とのマッチングや投資促進等の取組を開始した。

2021 年以降に中心的な活動となっているのが、起業啓発・企業登録促進（ビジネスコンテストやインキュベーションプログラム）やスタートアップの成長支援（アクセラレーションプログラム）である。これらの取組については、アフリカを中心に中南米、アジア地域にも広がりを見せており、社会課題解決や新しい産業及び雇用創出に資するスタートアップへの支援につながっている。他方、本クラスター事業戦略が目指すスタートアップ・エコシステムの構築という観点では、これまでの取組の成果の見える化とその社会的インパクトの評価、そして現在取組の中心にあるアクセラレーションやインキュベーションに加えて日系企業を含む海外企業／投資家との連携等など、これまで支援してきた各国においては更なる取組強化が必要な状況にある。

³ JICA グローバル・アジェンダ「民間セクター開発」クラスター事業戦略「イノベーション創出に向けたスタートアップ・エコシステム構築支援」https://www.jica.go.jp/activities/issues/private_sec/_icsFiles/afieldfile/2023/07/19/ninja_strategy.pdf

具体的には、インドネシア共和国（以下、「当国」）では、国家長期開発計画（RPJN: 2054）において、17 の開発指針の一つに「科学技術・イノベーション・経済生産性」を掲げており、科学技術インデックスの代表的な指標であるグローバルイノベーションインデックス（GII）を現状の 60 位から上位 30 位内を目指すなど、科学技術の開発とイノベーション創出を重視しており、イノベーション創出が期待できるスタートアップ支援への期待も大きい。こうした中で、JICA ではインドネシア NINJA による社会課題解決に資するスタートアップを対象にしたアクセラレーションプログラムの等を実施してきた。当国は、東南アジアではタイ・ベトナムに次いで日本企業の進出が多く⁴、今後当国におけるスタートアップ・エコシステム構築に向けた支援を拡充する上では、本邦企業と同国のスタートアップの連携等による双方のビジネス拡大と社会課題解決へのアプローチ強化していく必要がある。

このように、JICA では NINJA クラスター事業戦略の既存の活動を社会的インパクトの観点から成果を見える化し改善に取り組むと共に、これまで対応が十分に出来ていなかった日系企業を含む海外企業／投資家との連携等を進めて行くための方法論を確立していくことが求められている。

そこで、本調査では、インドネシアをはじめとした対象国においてソーシャル・スタートアップが持続的に誕生・成長していくエコシステムの形成・強化のために、スタートアップ支援の社会的インパクト評価及び本邦企業をはじめ民間企業との連携促進の効果的な実施方法を検討し、もって NINJA クラスター事業戦略の更なる促進に必要な改善提案を行う。

第 2 条 調査の目的と範囲

(1) 調査の目的

本調査の目的は、インドネシアをはじめ NINJA クラスター事業戦略による事業展開を実施している国を対象国とし、これまで JICA が実施してきた NINJA クラスター事業戦略下の取組の成果・課題を見える化・評価を行い、それをもって新しい技術や従来ない発想で社会課題を解決するスタートアップの育成を促進するエコシステムの形成・強化のために必要で効果的な支援方法について具体的に検討・提案する。特に社会的インパクト評価及び本邦企業をはじめ、民間企業との連携促進に関して、対象国でパイロット事業を実施し、その結果を踏まえて今後 JICA が同取組を推進するための実施方法・ガイドラインを整備する。これらの結果を総括する形で、NINJA クラスター事業戦略の更なる促進に必要な改善提案を行う。

(2) 調査対象国

本調査では、インドネシア共和国を主な調査対象国とする。加えて、同国の比較対象国として、4 カ国程度を設定する（詳細は、第 4 条（2）を参照）。

(3) 調査の範囲

⁴ 外務省「令和 5 年海外進出日系企業拠点数調査」

本調査では、上述（１）調査の目的を達成するために、「第３条 調査実施の留意事項」を踏まえ、「第４条 調査の内容」に示す事項の調査を行い、「第５条 報告書等」に示す成果品を作成する。

第3条 調査実施の留意事項

(1) NINJA クラスター事業戦略の成果の見える化及び今後の発展に向けた検討について
対象国（インドネシア及び比較対象国）において実施してきた NINJA クラスター事業戦略に基づく取組のレビューを行い、協力開始から数年経過した現時点での成果・課題などを整理しつつ、教訓の抽出を図る。

上記のレビューにあたっては、デスクトップ調査だけではなく、これまで NINJA クラスター事業戦略において支援を実施したスタートアップ（以下「NINJA 支援企業」という。）に対するフォローアップ調査を行う。実施方法としては、NINJA 支援企業への事後アンケート調査（メールアドレスへのウェブアンケートの送付等）及び一部スタートアップに対するオンラインヒアリングを想定するものの、具体的な調査手法は受注者との協議を通して、効果的・効率的な方法を協議・決定する。なお、受注者は、本フォローアップ調査の実施結果を踏まえ、JICA が今後継続的にフォローアップ調査を行う体制・方法・ツールについて提案を行う。

(2) パイロット事業の実施について

本調査の実施にあたっては、対象国（インドネシア及び比較対象国）において、これまでの JICA の NINJA クラスター事業戦略の取組の成果・課題の見える化・評価、及びそれを踏まえた支援策の検討だけではなく、実際にパイロット事業として、NINJA 等を通じて支援したスタートアップに対して社会的インパクト評価の実施および本邦企業をはじめ民間企業との連携を試行し、それらを通じて JICA が同取組を推進するための実施方法・ガイドラインを取りまとめる（詳細は「第４条 調査の内容」を参照。）。

なお、基本的にはインドネシアを想定しているが、パイロット事業の対象国及び対象スタートアップに対しては、最終的には JICA と協議の上、決定する。~~協議の上、JICA が決定する。~~

(3) インドネシア新政権下における研究開発・イノベーション創出に係る政策及び法制度、他ドナーの動向に関する調査について

特に主要な対象国であるインドネシアでは、2024 年 10 月に新政権が発足しており、新政権下における当該分野の政策・施策及び法制度の最新動向を整理する。加えて、当該分野におけるソブリンウェルスファンドを含めた金融機関、他ドナー、アクセラレーター、ベンチャーキャピタル、エンジェル投資家、研究機関等の最新の取組についても情報の整理を行い、当国におけるスタートアップ・エコシステムの構築状況に関して情報整理を行う。

なお、これまで当該分野では、JICA や他ドナーによる複数の調査・支援が実施されているため、可能な限り既存資料を参照すること。（JICA 実施の既存調査（公開資料）については、第 3 章 2.（４）配布資料／公開資料等に記載。）

(4) 関連機関とのヒアリング及び実施機関との協議における情報共有について

業務の過程で生じた調査関連機関へのインタビュー及び JICA と実施機関との協議の際には面談録・議事録として、文書に日時・場所・面談者・要点を日本語でまとめた上で、JICA に提出すること。

第4条 調査の内容

上記「第3条 調査実施の留意事項」を踏まえつつ本調査の背景及び目的を十分把握の上、以下の調査を行う。

(1) NINJA クラスター事業戦略推進に向けた各種情報収集を行う。

既存の NINJA クラスター事業戦略に関連する取組のレビューを行う。具体的には、対象国における NINJA クラスター事業戦略に関連する取組（アクセラレーション、インキュベーション）によって支援したスタートアップを対象に、以下の調査方法（想定）及び調査項目に基づき情報収集・整理を行う。

【調査方法（想定）・調査項目】

- 対象国において、NINJA 支援企業をリスト化する（業種・サービスの分野、当該スタートアップのステージ、企業規模（売り上げや従業員数等）、JICA による支援内容等に基づき整理する。対象国をインドネシア含む5カ国程度とし、そのうち200社程度を想定）。
- 上記リストアップしたスタートアップに対し、デスクトップ調査で把握できる範囲での情報収集を行った上で、それぞれの企業に対してウェブアンケート調査を実施する。
 - 現時点での事業継続の有無
(有の場合)
 - ①経営状況：JICA 支援当時の従業員数（うち女性従業員数）／現在の従業員数（うち女性従業員数）、JICA 支援当時の売上・資金調達の状況／現在の売上・資金調達の状況等
 - ②サービス提供の状況：JICA 支援当時の主要サービスの内容／現在の主要サービスの内容、これまで同社が提供したサービスの量的規模（受益者の人数等）
 - ③サービス提供による社会課題解決への寄与（※NINJA 等で支援した際に設定した指標の達成状況、SDGs への貢献状況、女性経営者やジェンダー主流化の状況／等）
 - ④現在、財・サービス提供を行う上で直面している課題
 - ⑤本邦企業をはじめ民間企業からの資金調達／連携・マッチングの実績及び今後の連携意向（本邦企業等に期待すること等を含む）
 - (無の場合) ※IPO や M&A を経て自身で企業経営していない場合も含む
 - 事業終了の時期
 - 事業終了の理由（①IPO（株式公開）、②M&A（企業売却）、③起業的の達成、④経営難（※詳細な理由を自由回答で確認）、④その他／等）
- ウェブアンケート調査の結果につき、国・地域別／エコシステムの発展状況別／スタートアップの規模・サービス内容別／JICA 支援の内容別等で分析を行い、NINJA クラスター事業戦略による支援開始から現在までの効果・教訓の洗い出しを行う。
- また、上記のフォローアップ方法につき、実施した上での課題抽出を行い、JICA が、今後、継続的に NINJA 支援企業をフォローアップしていく方法・体制につ

いて検討・改善提案を行う。また、その際には、SDGs への貢献状況、女性経営者やジェンダー主流化の状況等もフォローアップ可能な方法・体制を提案すること。

- 加えて、同フォローアップ調査の中で整理したスタートアップ企業一覧について、JICA ホームページ上での掲載できる形式で作成の上、JICA に提供する。また、JICA の NINJA クラスター事業戦略の成果を広く発信できる広報媒体（ホームページ改善含む）を作成する。

(2) SU エコシステム構築に向けたパイロット事業を実施する。

既存の NINJA クラスター事業戦略を改善・発展させていくために、NINJA 支援企業に対して社会的インパクト評価の実施および本邦企業をはじめ民間企業との連携を試行し、それらを通じて JICA が同取組を推進するための実施方法・ガイドラインを取りまとめる。

【対象国（案）】

インドネシアを主要対象国としつつ、以下のうち 4 カ国程度を比較対象国として設定し、計 5 カ国程度を対象にする。インドネシア以外の比較対象国は、上述の NINJA 支援企業のフォローアップ調査結果を踏まえつつ、~~JICA と協議の上、最終決定する。~~パイロット事業「社会的インパクト評価」の対象とする NINJA 支援企業の候補を絞り込み、最終的に JICA と協議の上、JICA が 10 社程度選定する。

- 主要対象国：インドネシア
- 比較対象国（案）：アジア地域：カンボジア、ラオス、モンゴル
アフリカ地域：ナイジェリア、ケニア
中南米地域：メキシコ

【パイロット事業の内容】

① 社会的インパクト評価の試行

- 現在、スタートアップ支援機関（政府系機関・民間企業の双方：アクセラレーター、VC 等）及び他ドナーが実施している社会的インパクト評価の実施方法（指標の内容含む）について、デスクトップ調査により取組のレビューを行う。なお、学術的な観点から、海外に加えて日本国内で実施されている社会的インパクト評価方法も合わせてレビューを行う。
- 対象国のうち、上述のフォローアップ調査の結果を踏まえ、パイロット事業「社会的インパクト評価」の対象とする NINJA 支援企業を 10 社程度選定する。その際には、調査の実現可能性の観点から、一定程度事業が継続している企業を対象にするが、必ずしも成功事例だけではなく、課題を抱える企業も含めることで、NINJA の成果と課題と双方の見える化を図る。
- 具体的に、以下の手順（想定）でパイロット事業を実施する。なお、具体的な実施方法については、受注者の提案を踏まえつつ、JICA と協議をした上で実施する。その際に、他ドナーによる関連のスタートアップを対象にした社会的インパクト評価の取組がある場合、それらとの連携等の可能性も検討する。
 - 対象企業のサービス内容を踏まえ、事業目標実現に向けたロジックモデルを整理する（事業のインプット、活動、アウトプット、アウトカムのロジックモデル（因果関係図）を作成）。
 - 対象企業へのプレ・ヒアリングを行い、同ロジックモデルのうち、評価するアウトカムを選定する。その上で、同アウトカムを測定する指標・評価方法を対象企業と協議の上、決定する。

- 上記の評価デザインに沿って、デスクトップ調査／ヒアリング調査／アンケート調査等、適切なデータ収集方法を選定・実施する。
- データ分析（事前・事後比較、時系列比較、対象群比較、ランダム化比較試験／等）の上、期待したアウトカムの達成状況（課題や阻害要因含む）を分析する。
- 同アウトカムの達成状況をレポートにまとめる。その際に、JICA が今後 NINJA クラスタ事業戦略による取組の成果及び課題を発信することを前提に、対外的な情報発信にも活用可能な形で資料をとりまとめる。
- 上記のデスクトップ調査及びパイロット事業の試行結果を踏まえ、NINJA クラスタ事業戦略で設定する成果目標・指標等に対して改善提案を行う。その際にエコシステムの発展段階やスタートアップのステージ等を踏まえた社会的インパクト評価の実施方法及び指標案を提案するとともに、国際的なプラクティス、方法・ツールセット（IRIS+等）との整合性についても整理を行う。また、同インパクト評価を JICA が持続的に実施していくための具体的な方法及び体制（費用含む）についてシミュレーションを行い提案すること。
- なお、本パイロット事業における社会的インパクト評価の試行にあたっては、社会的インパクトの創出には時間を要するという前提に立ち、特に設立から年数が経っていない NINJA 支援企業においては、現状の取組把握・進捗状況の把握を主たる目的とする。

② 本邦企業をはじめ民間企業との連携試行

- 対象国のうち、上述のフォローアップ調査の結果を踏まえ、パイロット事業「本邦企業をはじめ民間企業との連携試行」の対象とする NINJA 支援企業を 3 社程度選定する。その際に、本邦企業が期待する業種・サービス分野、革新的技術の有無・内容、人材レベル等を踏まえ、対象スタートアップが持つシーズと本邦企業をはじめ民間企業が持つニーズをマッチングできるか仮説設定を行った上で選定する。
- 具体的に、以下の手順（想定）でパイロット事業を実施する。なお、具体的な実施方法については、受注者の提案を踏まえつつ、JICA と協議をした上で実施する。なお、これらの連携の試行は、実際に事業連携を本調査の中で生み出すこと自体を目的とせず、連携・マッチングの試行後の事業計画の具体化の成否と、これを決定づけた要因の分析を行い、連携・マッチングの精度や効率性向上のために必要な取り組みや、連携・マッチング後に求められる効果的な外部支援の内容、JICA をはじめとする公的部門の役割を体系化し、明らかにすることを一義的な目的とする。
 - 上記の連携・マッチングに係る仮説を踏まえ、対象スタートアップの技術・サービスに関心を示す本邦企業（当国進出済／進出予定の日系企業・大学が望ましい）を抽出・リストアップする。尚、パイロット事業における最終的な本邦企業の選出は選定する基準、手続きを定めた上で、例えばホームページ等を活用して公平、公正な観点で募集、選定するものとする。必要に応じて JICA と協議を行う。
 - 対象スタートアップと本邦企業が事業連携に向けて意見交換（アイデアレベルで可）を行う場を設ける。その協議結果を踏まえて、当該スタートアップと本邦企業での連携事業計画の具体化を行う。

- 具体化が可能な連携案に関しては、対象スタートアップと本邦企業に対して、複数回の面談の場を提供し、受注者はこれを伴走支援する（双方へのコンサルテーションを提供）。
- パイロット事業終了時には、当該連携・マッチングの評価を行うために、対象スタートアップおよび本邦企業に対してヒアリングを行い、連携促進に向けた課題や改善方策の検討を行う。
- 上記のパイロット事業の結果を踏まえ、JICA による今後のスタートアップと本邦企業等との連携支援方策の具体的な方法について提案を行う。なお、同連携支援策を検討する上では、JICA のみによる取組に限らず、例えば JETRO などの日本側関係機関との協働の可能性（役割分担も含む）を併せて検討の上、提案すること。

(3) (2)の結果を踏まえた NINJA クラスター事業戦略推進に向けた改善提案及びツール開発

上記 (2) パイロット事業の試行結果を踏まえ、JICA が今後 NINJA クラスター事業戦略を推進していく上で、スタートアップに対して社会的インパクト評価や本邦企業をはじめとした民間企業との連携を支援する際に、参照できるツールキット（社会的インパクト評価、本邦企業をはじめとした民間企業との連携促進に係る JICA 向け業務ガイドライン・マニュアル等）の開発を行い、JICA に提案する。

加えて、NINJA クラスター事業戦略の推進にあたって、協力対象国の選定を行う上でスタートアップ・エコシステムの発展段階の評価（指標・評価方法）や協力アプローチの検討が重要になるところ、国際的な取組に加えて日本国内の取組（例：中小企業庁「地域課題解決事業推進（ゼブラ企業創出・育成）」／等）を含む最新の調査研究・事例を踏まえ、JICA が協力対象国の発展段階を評価する上での指標案及び評価方法、スタートアップ・エコシステム構築に向けた協力アプローチの改善提案を行う。

(4) 上記対象国のうちインドネシアを対象に、当国の新政権下におけるスタートアップ支援関連政策・プログラムの整理、ソブリンウェルスファンドを含めた金融機関や他ドナー等による当該分野の施策の整理、分析、課題抽出を行う。

インドネシアでは、2024 年 10 月に新政権が発足したものの、同政権下におけるスタートアップ支援政策の方向性は未だ不透明である。そのため、当国における最新のスタートアップ支援関連施策・プログラムを整理すると共に、ソブリンウェルスファンドを含めた金融機関や他ドナーによる当該分野の施策・プログラムの整理・分析・課題抽出を行う。

【調査項目】

- 当国におけるスタートアップの最新状況（分野別のスタートアップ数、資金調達状況、アクセラレーション等の支援提供状況等）及び直面している課題
- 当国新政権下におけるスタートアップ支援に係る直近の政策動向（発展戦略および関連施策・プログラム）及び法制度、関連省庁・公的関連機関の役割や活動内容の確認・整理を行う。
- ソブリンウェルスファンドを含めた金融機関、他ドナー、アクセラレーター、ベンチャーキャピタル、エンジェル投資家、研究機関等、当国でのスタートアップ支援の最新動向に係る情報収集・分析を行う。

なお、これまで当該分野では、JICA や他ドナーによる複数の調査・支援が実施されているため、可能な限り既存資料を参照し、情報のアップデートを行うことを想定する（JICA 実施の既存調査（公開資料）については、第3章2.（4）配布資料／公開資料等に記載）。

- (5) (4)の結果を踏まえ、当国におけるスタートアップ・エコシステム構築に向けた、今後必要となる政策・アクションプラン案を策定し、インドネシア政府に提案する。

上記(4)の結果を踏まえて、当国におけるスタートアップ・エコシステム構築に係る課題を分析・整理を行う。それら課題に対して、今後必要となる政策・アクションプラン案（JICA 支援メニュー含む）を策定する。

同政策・アクションプラン案については、JICA と相談の上、インドネシア側の適切なカウンターパート候補（以下、「C/P 候補」）を検討・特定し、同 C/P 候補に対して提言を行う。

第5条 報告書等

(1) 報告書等

- ① インセプション・レポート（電子データ形式）
提出時期：業務開始時（契約締結後 1 か月以内）
部数：電子データのみ（日本語・英語）
- ② インテリム・レポート（電子データ形式）
提出時期：2025 年 9 月 30 日を想定
部数：電子データのみ（日本語・英語）
- ③ ファイナル・レポート（電子データ及び CD-R）
提出時期：2026 年 2 月 27 日を想定
部数：英文 CD-R（2 枚）、和文 CD-R（2 枚）

(2) 報告書の仕様

なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照し、製本する。

(3) 報告書作成にあたっての留意点

- ① 各報告書はその内容を的確かつ簡潔に記述し、必要に応じ図や表を活用する。また、英文等の外国語についてもネイティブ・スピーカー等によるチェックを十分に行い、読みやすいものとする。報告書本文中で使用するデータ及び情報については、その出典を明記する。
- ② 各報告書には、業務実施時に用いた通貨換算率とその適用年月日及び略語表を目次の次の頁に記載する。

- ③ 報告書が主報告書と資料編の分冊形式になる場合は、主報告書とデータの根拠（資料編の項目）との照合が容易に行えるよう工夫を施す。

(4) コンサルタント業務従事月報

受注者は、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、業務従事月報を作成し、監督職員に提出する。

(5) 収集資料

対象国における候補先企業に関する資料、各種連携先との協議録等、業務終了時に契約期間中に収集した資料及びデータを提出する。資料及びデータは項目ごとに整理し、JICA 様式による収集資料リストを付した上で調査終了後発注者に提出する。

記載事項：収集した資料、データ及びそのリスト

提出時期：最終成果品提出時

第6条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項
(プロポーザルの重要な評価部分)

プロポーザルの作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2) 業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書案を参照すること。なお、プロポーザルにおいては、特記仕様書案の内容と異なる内容の提案については、これを認めています。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリット及び費用／コストについての説明を必ず記述してください。見積書については、同代替案に要する経費を本見積に含めて提出することとします(ただし、上限額を超える場合は、別提案・別見積としてください)。代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。

No.	提案を求める内容	特記仕様書案での該当条項
1	目的に沿ったNINJAクラスター支援企業に対するフォローアップ調査の具体的な実施方法の提案	第4条 調査の内容 (1)
2	目的に沿ったパイロット事業の具体的な実施方法の提案 【社会的インパクト評価】	第4条 調査の内容 (2) (3)
3	目的に沿ったパイロット事業の具体的な実施方法の提案 【本邦企業をはじめとした民間企業との連携】	第4条 調査の内容 (2) (3)
4	具体的な検討、調査方法の提案 【スタートアップ・エコシステムの発展段階の評価(指標・評価方法)や協力アプローチの検討、協力対象国の発展段階を評価する上での指標案及び評価方法、スタートアップ・エコシステム構築に向けた協力アプローチの改善】	第4条 調査の内容 (3)
5	インドネシアにおけるスタートアップ・エコシステムの現況に係る提案者の現状認識および今後のスタートアップ・エコシステムの発展に係る仮説(必要なJICAによる支援等)	第4条 調査の内容 (4) (5)

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

評価対象とする類似業務：スタートアップ／イノベーション創出支援に係る各種調査業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

3) 作業計画

上記1)、2)での提案内容に基づき、本業務は成果管理であることから、作業計画に作業ごとの投入量(人月)及び担当業務従事者の分野(個人名の記載は不要)を記述して下さい(様式4-3の「要員計画」は不要です)。

4) 業務従事予定者ごとの分担業務内容(様式4-4)

5) 現地業務に必要な資機材

6) 実施設計・施工監理体制(無償資金協力を想定した協力準備調査の場合)

7) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する業務の経験を記載願います。

・評価対象とする業務従事者の担当専門分野

➤ 業務主任者／〇〇

※業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。

2) 業務経験分野等

評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付の目安、業務経験地域、及び語学の種類等は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／〇〇）格付の目安（2号）】

- ① 対象国及び類似地域：アジア地域
- ② 語学能力：英語

※ なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

2. 業務実施上の条件

(1) 業務工程

本業務は2025年5月に開始し、2026年2月の終了を目途とします。

(2) 業務量目途

- 1) 業務量の目途
約17.99人月

2) 渡航回数を目途 延べ14回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

(3) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

- 現地情報収集、パイロット事業（社会的インパクト評価・本邦企業マッチング等）
- JICA ホームページ（NINJA クラスタ）のホームページ更新及び支援スタートアップのデータベース化

(4) 配付資料／公開資料等

1) 配付資料

- インドネシア国スタートアップを核とした大学発イノベーション・エコシステム構築に係る情報収集・確認調査（QCBS）（2025年1月）

2) 公開資料

- 全世界 起業家・中小企業育成のための官民基金連携に係る基礎情報収集・確認調査ファイナル・レポート（2021年3月）
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000047663.html>

- 全世界 スタートアップ・起業家支援に係る情報収集・確認調査ファイナル・レポート（2021年12月）
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000046458.html>
- SDG ビジネスのインパクト評価手法に関する現状調査報告書（2022年1月）
survey_report_impact_assessment_methods_for_SDG_business.pdf
- 全世界 インパクト投資のための技術協力ファシリティ、エコシステム形成に係る情報収集・確認調査ファイナルレポート（2022年12月）
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000049218.html>

（5）対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	無
2	通訳の配置（*語⇔*語）	無
3	執務スペース	無
4	家具（机・椅子・棚等）	無
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

（6）安全管理

- 1）現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA インドネシア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

4. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(1) 契約期間の分割について

第1章「1. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合（又は競争参加者が分割を提案する場合は、各期間分及び全体分の見積をそれぞれ作成してください。

(2) 上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるかを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合：超過分のみを別提案・別見積として提案します。
- ② 超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

(例) セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積となる経費（B案の経費）とともに別途提出します。

【上限額】

67,839,000円（税抜）

※ 上記の金額は、下記（３）別見積としている項目、及び（４）定額計上としている項目を含みません（プロポーザル提出時の見積には含めないでください）。

※ なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

（３）別見積について（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算が明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

- １）直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- ２）上限額を超える別提案に関する経費
- ３）定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

（４）定額計上について

本案件は定額計上があります（7,000,000円（税抜））。

以下の費目を定額計上とします。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。

また、プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者からの見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額 (税抜き)	金額に 含まれる範囲	費用項目
1	現地情報収集・パイロット事業実施(社会的インパクト評価・本邦企業マッチング等)	「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項 2. 業務実施上の条件 (3) 現地再委託」	6,000,000円	調査費一式	現地再委託
2	JICA ホームページ	「第3章 プロポー	1,000,000円	HP更新費一式	現地再委託

<p>(NINJA クラスター)の HP 更新及び支援スタートアップのデータベース化</p>	<p>ザル作成に係る留意事項 2. 業務実施上の条件 (3) 現地再委託」</p>			
--	---	--	--	--

(5) 見積価格について

各費目にて合計額（税抜き）で計上してください。

（千円未満切捨て不要）

(6) 旅費（航空賃）について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用（買替対応費用）を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の10%としてください（首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く）。

(7) 機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(8) 外貨交換レートについて

1) JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

(URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

(9) ランプサム（一括確定額請負）型の対象業務

本業務においては、「第2章 特記仕様書」で指示したすべての業務を対象としてランプサム（一括確定額請負）型の対象業務とします。

別紙：プロポーザル評価配点

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制 (本邦/現地)	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
2. 業務の実施方針等	(70)	
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	65	
(2) 作業計画等	(5)	
ア) 要員計画	-	
イ) 作業計画	5	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(20)	
(1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	業務主任者 のみ	業務管理 グループ/ 体制
1) 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者/〇〇</u>	(20)	(8)
ア) 類似業務等の経験	10	4
イ) 業務主任者等としての経験	4	2
ウ) 語学力	4	1
エ) その他学位、資格等	2	1
2) 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者/〇〇</u>	(-)	(8)
ア) 類似業務の経験	-	4
イ) 業務主任者等としての経験	-	2
ウ) 語学力	-	1
エ) その他学位、資格等	-	1
3) 業務管理体制	(-)	(4)

